

# きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン

(令和3～7年度)

北上市





## はじめに



男女共同参画と多様性社会の推進にあたっては、平成11年の男女共同参画社会基本法のもと、誰にとっても生きやすく多様性を認め合う社会を目指し、様々な取り組みが行われてまいりました。少子高齢化に伴う労働力不足やライフスタイルの多様化、国際化などの社会情勢の急激な変化に対応していくためにも、性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様性を認め合い、それぞれの能力が十分に発揮できる環境づくりが必要となっています。

北上市では、平成31年4月に「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」を策定し、年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等にかかわらず、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが対等な立場で参画できる地域社会の実現に向け取り組んでいます。

この度、現行の「きたかみ男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、この条例の基本理念を実現するため、新たに「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」を策定しました。本プランを推進するにあたっては、市、議会、市民、事業者、教育に携わる者がそれぞれの役割を果たし、行動していくことが重要になりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたり貴重な御意見をいただきました「北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査に御協力くださいました市民・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

北上市長 高橋敏彦

## 《目次》

第1章	策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	位置づけ	2
3	計画期間	2
4	きたかみ男女共同参画プラン（平成23～令和2年度）の 達成状況と主な課題	2
5	きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン 策定にあたっての方向性	4
第2章	計画の基本的な考え方	
1	目指す姿	5
2	基本理念	5
3	基本目標	6
4	計画の体系図	7
第3章	施策の展開	
	基本目標1	
	あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり	9
	基本目標2	
	あらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保	11
	基本目標3	
	ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	14
	基本目標4	
	多様な担い手が活躍できる地域活動の推進	18
	基本目標5	
	年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等を理由とする 日常生活の支障を取り除くための取組の推進	20
	基本目標6	
	性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶	23
	基本目標7	
	防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた 取組の推進	25
	基本目標8	
	生涯にわたる教育の場における学習機会の提供	26

## 基本目標 9

広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供	28
-------------------------	----

## 第4章 計画の推進

1 計画の推進にあたって	29
2 市民・事業者や各種団体との連携	29
3 国や県等との連携	29
4 計画の進行管理	29
5 きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン推進体制	30

## 参考資料

1 各種法令	33
2 世界・国・県の動向	38
3 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査の結果	39
4 委員名簿	48
5 経過	49
6 用語解説	50

# 第1章 策定にあたって

## 1 策定の趣旨

日本国憲法では、すべての国民が性別等に関わりなく、基本的人権の享有や個人の尊重、また法の下での平等が保障されています。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を「男女共同参画社会」と定義づけ、その実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）」、平成15年には「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）」が制定され、男女共同参画社会の実現に向け、法整備が進められました。岩手県においては、平成14年に「岩手県男女共同参画推進条例」が制定されています。

平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が制定され、この法律により市町村においては女性活躍推進の計画策定が求められており、また、企業に対しては女性の積極的な登用が期待されています。当市では、平成13年に最初の「きたかみ男女共同参画プラン（平成13～平成22年度）」を策定し、平成23年からは「きたかみ男女共同参画プラン（平成23～令和2年度）」により、様々な施策を展開してきました。平成27年度には「きたかみ男女共同参画プラン」の前期5年間の実績を検証し、各種法令及び制度との整合性、社会情勢の変化を踏まえ、「北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携して、中間見直しを実施しました。

一方で、平成26年には「障害者権利条約」が締結され、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行され、当市に居住する外国人との共生を推進するため「北上市多文化共生指針」を同年に策定するなど、障がい者や外国人などに配慮した環境整備を進めてきました。

また、平成31年には「年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会」を「多様性社会」と定義し、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

これらの背景を踏まえて、これまでの男女共同参画の視点に新たに多様性社会の視点を加えた「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」を策定し、条例が目指す姿の実現に向けて、総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

## 2 位置付け

- (1) 本計画は、条例第12条に基づく「基本計画」として策定するものです。
- (2) 本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものとしします。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に定める「市町村推進計画」を兼ねるものとしします。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

H13～22年度		H23～R2年度		R3～7年度
きたかみ 男女共同参画プラン		きたかみ 男女共同参画プラン		きたかみ男女共同 参画・多様性社会 推進プラン
前期	後期	前期	後期	本計画

## 4 きたかみ男女共同参画プラン（平成23～令和2年度）の達成状況と主な課題

平成23年に策定した「きたかみ男女共同参画プラン」は、基本理念に基づき3つの基本目標を定め、施策を推進してきました。基本目標ごとの主な指標の達成状況と課題については、次のとおりです。

きたかみ男女共同参画プラン（平成23～令和2年度）の体系図



### (1) 基本目標1：男女共同参画意識啓発の推進

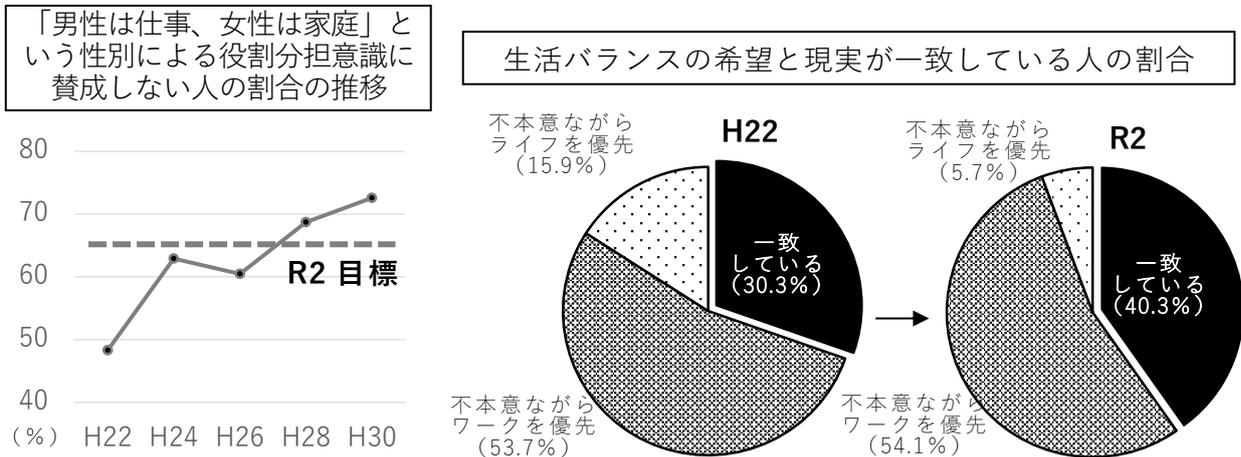
市民を対象にした男女共同参画と多様性社会に関する講座では、参加者がこの10年間で約3,000人に達しており、平成30年度の市民意識調査では「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に賛成しない人の割合が7割を超えるなど、市民意識の向上が見られました。

その一方で、家庭内暴力に関する相談窓口の認知度は5割程度に留まるなど、女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、広報・啓発を継続して実施していく必要があります。

(2) 基本目標2：仕事と生活の調和の推進

「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に賛成しない人の割合や、生活バランスの希望と現実が一致している人の割合は、共に計画当初より増加しており、市民の意識の高まりと生活の変化が見られます。

しかし依然として5割以上の人が不本意ながら仕事を優先している状況にあり、長時間労働の是正や働き方の多様化への対応が求められています。



[出典：令和2年北上市男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査結果]

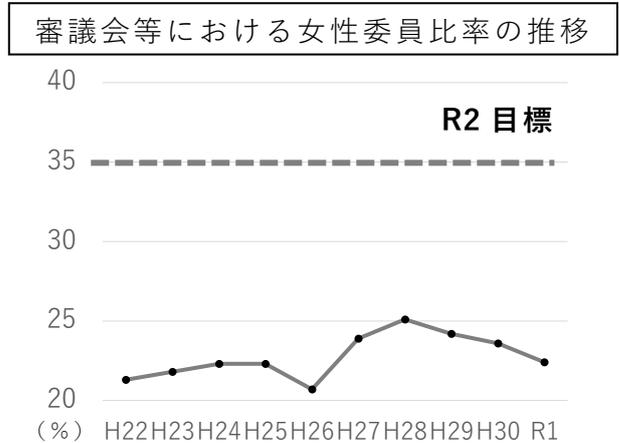
(3) 基本目標3：男女がともに取り組むまちづくりの推進

市民の男女別人口はほぼ同数にも関わらず、市の審議会等※1における女性委員の比率は、平成22年から現在まで20～25%の間を推移しており、目標とする35%には遠く及ばない状況です。

その原因としては、充て職で決められている役職があることや、推薦を依頼する先の団体において、相当職が男性に偏っていることなどが理由に挙げられます。

なお、令和元年度調査では、委員総人数に対して実人数が100人程度少ないことが分かりました。これは、全体的に同一人が複数の委員を兼ねていることを示しています。また、指標の対象となる27の審議会等の内、21の審議会等が目標に達しておらず、さらにそのうち14の審議会等はポジティブアクション※2を行っていません。

このことから、ポジティブアクションを実施し、多様な人材の登用と、政策方針決定の場における性別のバランスの取れた委員の参画を推進していく必要があります。



※広域圏で設置するものを除く。

## 5 きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン策定にあたっての方向性

当市では、条例の基本理念に基づき、年齢・障がいの有無・国籍や文化的背景の違い・性別等に関係なく誰もが多様なあり方を認め合い、対等な立場で参画し、いきいきと自分らしく暮らせる多様性社会の実現を目指します。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中では、持続可能な開発目標（SDGs<sup>エスディージーズ</sup>、Sustainable Development Goals）が掲げられ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性（ダイバーシティ、diversity）と包摂性（インクルージョン、inclusion）のある社会の実現を目指すこととしています。また、多様であるだけでなく、お互いが認め合い受け入れ合う社会のあり方や取組のことをダイバーシティ&インクルージョンと表記する場合があります。

一方で、男女共同参画社会の考え方は「性別に関わらず一人ひとりがその個性を發揮できる社会」であり、多様性社会の考え方に包括されるものですが、依然として社会的慣行や制度、賃金格差などの面で、男女共同参画社会の課題は残っています。

本計画の策定にあたっては、条例の基本理念に基づき、多様性社会へのニーズに応えるとともに、男女共同参画社会の実現を目指してきた施策の方向性やそのメッセージ性を引き継いで基本的施策を進めていきます。

- ※1 審議会等…当プランにおける審議会等とは、「政策方針の立案・決定への女性の参画を促進する」という観点から、「地方自治法第202条の3に基づくもの（所掌事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関）」とします。
- ※2 ポジティブアクション（積極的改善措置）…男女共同参画社会基本法に定められているもので、性別による格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することを指します。また、男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、事実上の格差を解消する目的で行うものに関しては法に違反しないことが明記されています。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す姿

本計画ではこれまでの現状と課題などを踏まえ、目指す姿を次のとおりとします。

**誰もが多様性を認め合い対等な立場で参画でき  
いきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現**

### 2 基本理念

この目指す姿を実現するため、条例第3条に定める次の6項目を基本理念として掲げます。

#### (1) 人権の尊重

市民が、お互いの違い及び特性を認め合い、個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。

#### (2) 固定的な役割分担意識によらない多様な生き方

市民が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。

#### (3) 政策などの立案や決定への参画

市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

#### (4) ワーク・ライフ・バランスの実践

市民が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活並びに地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

#### (5) 国籍や性別の違いなどによる差別に苦しむ人への配慮

市民が、年齢、障がいの有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること。

#### (6) 国内外の取組への理解

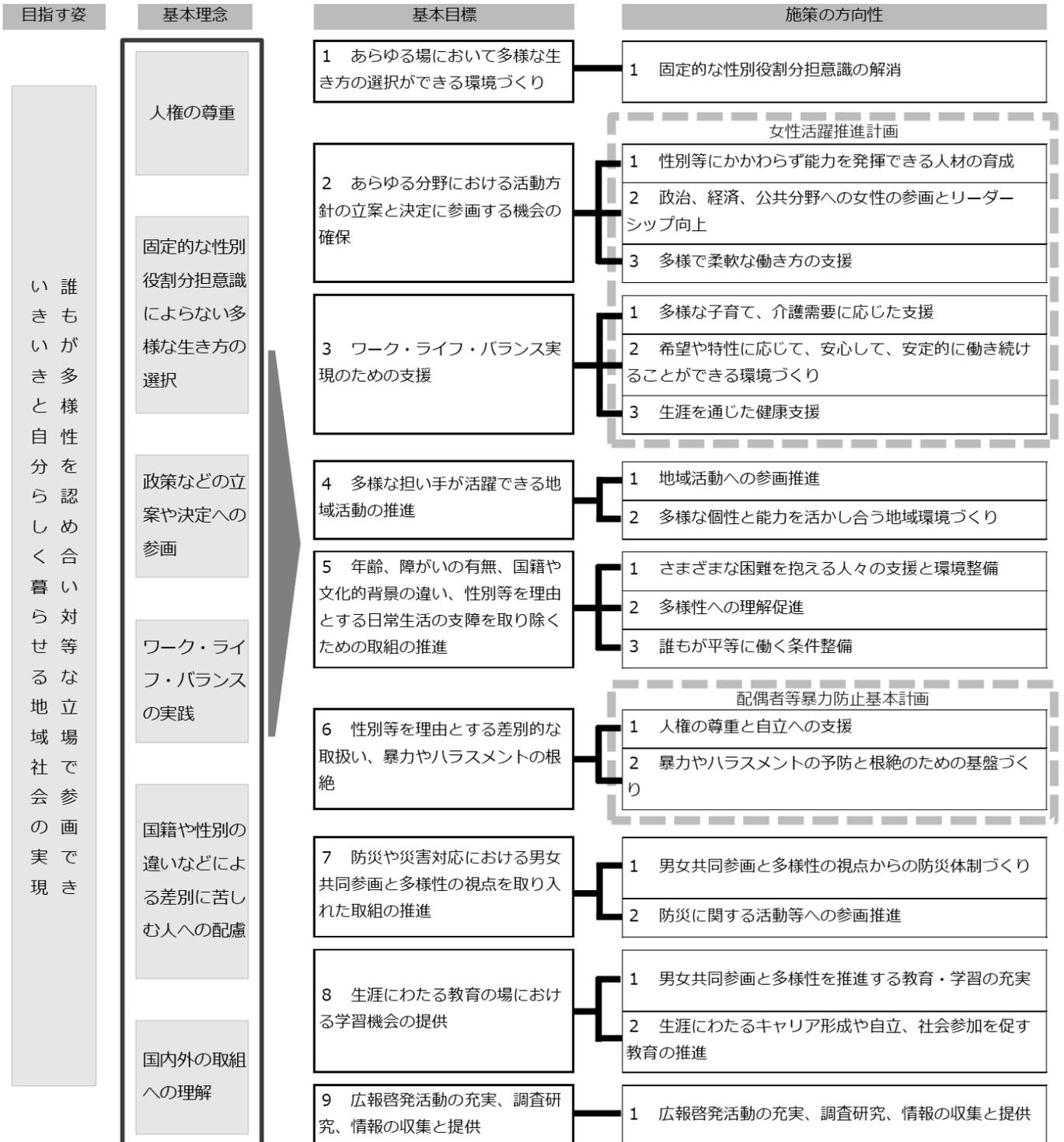
市民が、国際社会及び国内の男女共同参画と多様性社会に係る取組を積極的に理解すること。

### 3 基本目標

基本理念に基づき、次に掲げる9つの基本目標を設定し、取組を推進します。

- 1 あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり
- 2 あらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保
- 3 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援
- 4 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- 5 年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組の推進
- 6 性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶
- 7 防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組の推進
- 8 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供
- 9 広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供

4 計画の体系図



## 第3章 施策の展開

### 【指標】

本計画の進捗等を評価するため、次の3つの指標を設けます。

#### 成果指標

基本目標に基づく施策の方向性の進捗及び達成状況を評価するもの。

#### 活動指標

施策の方向性に基づいた主な事業の実施状況を評価するもの。

#### 参考指標

参考指標は、次のいずれかの理由で参考として記載するものです。

- (1) 数値の変遷を見て、社会情勢を測る資料とすべきもの。
- (2) 指標として目標値を設定することが適切でないもの。
- (3) 市の施策によって直接、増加又は減少させることができないもの。

### 【調査】

特に記載のない場合、指標の基となる調査は次のとおり表します。

- \* …男女共同参画と多様性社会に関するアンケート（5年に1回）
- \* \* …市民意識調査（2年に1回）

## 基本目標

## 1

あらゆる場において  
多様な生き方の選択ができる環境づくり**現状と課題**

誰もが家庭・地域・職場といったあらゆる場において自分の生き方を選択できることが望まれており、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識に反対する人の割合が、当市においては平成24年度の62.9%から平成30年度には72.6%に増加するなど固定観念は解消されつつあります。しかし、家庭や職場における仕組みや慣行が人々の意識の変化に追いついておらず、例えば、国の「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」によると、育児休業を利用する意向があったが利用できなかった男性の割合は3割にのぼるなどの報告があります。また、当市においては女性の管理的職業従事者割合が全体の15%程度に留まっているなど、男性の家事参画や女性の社会進出が進んでいないことが考えられます。

このため、性別によらず誰もが対等な構成員として仕事上の責任を果たす一方で、家事・育児・介護といった家庭の役割を果たせるように、社会の意識と行動を変えていく必要があります。

**施策の方向性・具体的取組****1 固定的な性別役割分担意識の解消**

## ① 家庭や地域における性別役割分担の改善

男女共同参画週間等の機会を活用し、性別による固定的な役割分担意識を解消する意義や重要性についての理解を促進するための広報・啓発活動を行います。

## ② 職場における男女平等意識の向上

個人の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する職場の理解を深められるよう、必要な啓発等を行います。

また、仕事においては、重要事項の決定や休暇制度の利用等において、性別による偏った優位性が解消され、誰もが望むキャリアを形成できるよう、企業向けの講座・研修を開催又は周知します。

**●主な事業**

男女共同参画・多様性社会講座開催事業

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担に反対する人の割合（**）	72.6% (H30年度)	75%	地域づくり課
参考指標	現状値 (令和元年度)	-	担当課
「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度（**）	3.75 (H30年度)	-	地域づくり課

## 基本目標

## 2

あらゆる分野における活動方針の  
立案と決定に参画する機会の確保

[女性活躍推進計画]

**現状と課題**

男女共同参画と多様性社会の実現には、社会のあらゆる分野における活動方針の立案と決定に、対等な構成員として性別等の区別のない多様な視点が入り入れられることが必要です。

しかし、人口の男女比率がおおむね半々であるにもかかわらず、本市では審議会等の女性委員割合は低く、また、管理的職業従事者や市議会議員の女性割合も低いことから、意思決定への参画が遅れていると言えます。また、経済分野においては、一般的に若年層や女性に多いパート・派遣社員等の非正規雇用は、賃金や身分が不安定で、世代間・男女間の経済格差の原因となっています。さらに、総務省の「労働力調査」によると、新型コロナウイルス感染症の影響により就業者数は男女とも令和2年4月に大幅に減少していますが、特に女性の減少幅が大きいなど女性の雇用に特に影響が強く表れています。

そして、農林水産業、商工自営業においては、家族経営が多く、労働時間や報酬などが不明確になりがちです。

国では、平成27年度に女性活躍推進法を制定し、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、多様な働き方の推進や人材育成等の施策を展開しています。また、平成30年度には政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行され、性別に偏りなく共同して参画する民主政治の発展が求められています。これらのことから、本市においてもそれぞれの分野の意思決定過程に誰もが参画する機会を確保するよう取組が求められています。

**施策の方向性・具体的取組****1 性別等にかかわらず能力を発揮できる人材の育成**

## ① キャリア形成（教育）の充実

多様なロールモデル※3の体験紹介や交流を通してキャリア形成のための支援を行います。

## ② リカレント教育の推進

女性をはじめとする多様な人材の活躍を目指し、社会人の学び直し（リカレント教育）を推進します。

**●主な事業**

女性のキャリア形成支援リカレントプログラム

## 2 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上

### ① 政治、公共分野への女性の参画促進

政治や社会課題への理解や関心を高め、多様な市民の公共分野や政治への参画を促します。

また、市の審議会等の女性委員の比率が目標値に達していないものについては、委員改選を行う際、ポジティブアクションを検討し、積極的に女性委員の登用を図ります。

### ② 企業における女性活躍推進への取組支援

県の「いわて女性活躍企業等認定制度」による認定のメリットやセミナーの周知を通して、女性活躍推進に取り組む企業の増加を図ります。

## 3 多様で柔軟な働き方の支援

### ① 農林業・商工業における女性が働きやすい環境づくり

個人事業主やその家族等が対等な構成員として意思決定に参画し、仕事と家庭生活を両立できるよう必要な啓発を行います。

また、夫婦、親子などで農業を営む場合に家族経営協定※4に向けた啓発活動を行い、締結促進を図ります。また、農業に意欲のある就農者を増やすため、女性を含めた担い手育成や就農支援等を進めます。

#### ●主な事業

家族経営協定締結推進事業

### ② 就業のための情報提供や再就職の支援

市内の就業状況の変化に対応し、北上雇用対策協議会と連携しながら、就職意欲がある者と企業のマッチング機会を創出します。また、就職活動のスキルアップを目指し、一般求職者向けセミナーを実施します。

#### ●主な事業

社会人就労支援事業

### ③ 多様な人材活用の働きかけ

企業において女性を含む多様な人材を積極的に活用し経営戦略に取り込むため、先進事例を広く発信します。

### ④ 褒賞制度の創設

北上市農林業表彰の種類に女性表彰部門を設け、経営改善や生産技術の習得に積極的に取組、かつ、女性が活躍できる環境の整備に取り組んでいる女性を表彰します。

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
女性労働力率（国勢調査）	43.2% (H27年度)	46%	地域づくり課
女性の管理的職業従事割合（国勢調査）	15.8% (H27年度)	17%	地域づくり課
女性委員のいる市の審議会等の割合	92.6%	100%	地域づくり課
市の審議会等における女性委員の比率	22.4%	30%	地域づくり課
活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
就職面談会、セミナー参加者数	284人	350人	産業雇用支援課
参考指標	現状値 (令和元年度)	-	担当課
岩手大学女性のキャリア形成支援リカレントプログラム受講者数	29人	-	地域づくり課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（市内）	4社	-	地域づくり課
北上市議会議員における女性の割合	23% (R2年度改選)	-	議会事務局
家族経営協定締結件数	87件	-	農業委員会
市の管理職に占める女性の割合	9.8%	-	総務課

※3 ロールモデル…具体的な行動や考え方の模範となる人。当プランでは、特に、キャリアを考える上で働き方や考え方が他者の参考となる人のことをいいます。

※4 家族経営協定…家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

## 基本目標

## 3

## ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

[女性活躍推進計画]

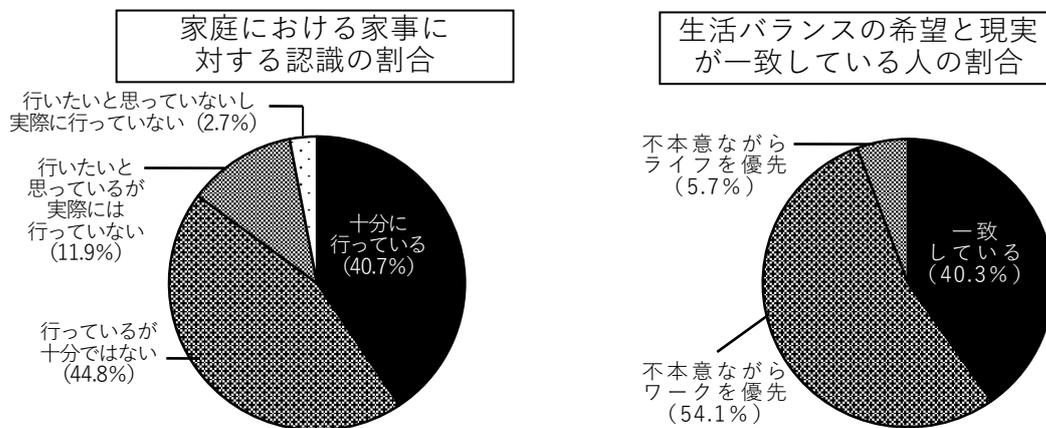
## 現状と課題

共働き家庭や核家族の増加などに伴い、家事・子育て・介護などの家庭生活と、仕事や地域活動との両立が難しい状況にあります。市が行ったアンケートでは、半数以上の人々が、家庭の役割を果たしたくても十分に行えていなかったり、不本意ながらワークを優先しているという現状が示されています。



さらに、近年は結婚・出産の年齢が高くなっており、第1子出産平均年齢については、昭和50年は25.7歳だったのに対して令和元年は30.7歳と、約5歳上昇しています。このため、子育てと親の介護を同時に担うダブルケア※5のリスクが高くなっており、育児・介護サービスの充実が必要であると考えられます。

また、国の報告書「平成30年中における自殺の状況」によると、男性の自殺率が高く、その原因・動機については「健康問題」に次いで「経済・生活問題」「勤務問題」が多い傾向が見られます。



[出典：令和2年北上市男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査結果]

国では、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。また、女性活躍推進法では、男女の別を問わず本人の意思を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を目指しています。このことから、女性の社会進出と男性の家事参画を同時に進め、長時間労働の抑制や育児・介護休業が取りやすい職場環境の整備が必要です。

## 施策の方向性・具体的取組

### 1 多様な子育て、介護需要に応じた支援

#### ① 育児支援の充実

働きながら育児する人を支援する環境づくりに努めます。

#### ●主な事業

事業名	概要
産前教室	妊婦とその配偶者を対象に、育児情報の提供、妊婦の栄養と口腔ケアや産前産後の母体の変化を知る機会とし、パパの妊婦体験及び沐浴の実技練習等を実施します。
一時預かり事業	保護者の傷病、災害、冠婚葬祭などで一時的に保育が困難となった場合の保育を行う施設を現在より1か所以上増やします。
幼稚園型一時保育事業	幼稚園児の預かり保育を全園で実施し、保護者の就労等により保育が困難である家庭を支援します。
延長保育事業	市内保育園等において、11時間を超えて開所し、保育を行います。
乳児保育事業	市内保育園等において、産休明けからの職場復帰に対応するため、生後2か月からの保育を行います。
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を希望する人と援助できる人が会員登録し、育児支援のサポートを充実します。
利用者支援事業	子育てサービスの内容や利用方法について、地域子育て支援センターなどで気軽に相談できる子育て支援コンシェルジュを配置し、情報提供を行います。
病児・病後児保育事業	保護者が仕事等のため世話をすることができない病児、病後回復期の乳幼児及び体調不良児の保育に努めます。
放課後児童健全育成事業	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
事業所内保育事業所設置促進事業	事業者に対して、事業所内保育事業所の設置を働きかけます。(地域型保育施設及び企業主導型保育施設を含む。)

#### ② ひとり親家庭の親子への支援充実

ひとり親家庭の親子に対して就労支援等、自立に向けた各種支援を行います。

#### ●主な事業

ひとり親家庭等支援事業

#### ③ 育休後の職場復帰支援

育児休暇取得後の職場復帰を支援するため、必要な情報を労働者と企業の両方に情報提供します。

#### ④ 高齢者とその家族が安心して暮らすための取組推進

高齢化社会に向けて、仕事と介護を両立することができる環境づくりを推進し、高齢者とその家族の暮らしの充実を図ります。

地域における介護サービス提供資源を有効に活用し、支援を必要としている高齢者に対して適切・適量なサービスを提供します。

## 2 希望や特性に応じて、安心して、安定的に働き続けることができる環境づくり

### ① 長時間労働の削減等の働き方改革

多様な働き方を選べる環境の整備を促進するため、企業向けに補助金や専門家の派遣などの情報提供を行います。

#### ●主な事業

ワーク・ライフ・バランスの啓発事業

### ② 育児・介護休業の取得促進

仕事と生活の両立、育児・介護休業制度が定着するよう、市民や企業への啓発を行います。また、国や県で子育てを積極的に支援する企業を認定、表彰する制度（くるみん・プラチナくるみん等）を周知することにより、魅力ある労働環境づくりを推進します。

## 3 生涯を通じた健康支援

### ① ライフステージに応じた健康づくりの支援

ライフステージに応じた健康診査やがん検診等を実施し、生涯を通じた健康支援を推進します。

### ② 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

妊産婦、乳幼児に対して健康診査及び保健指導を行い、心身の健全な発達を促します。

### ③ 健康に関する相談・訪問支援

乳幼児期から高齢者まで、こころやからだの健康に関する相談支援を行います。また、必要に応じて訪問による状況把握及び支援を行うとともに、相談窓口を広く周知します。

### 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
生活バランスの希望と現実が一致している人の割合（*）	40.3%	50%	地域づくり課
夫が育児に協力してくれると感じている割合	68.8%	85%	健康増進課
育児環境が整備され、育児世代の親が安心して子育てができると感じる割合	64.1% (H30年度)	65%	子育て支援課
年度当初の待機児童数	13人	0人	子育て支援課
特別養護老人ホームの待機者数のうち早期入所が必要な者	67人	50人	長寿介護課

活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
学童保育所の利用者数	1,241 人	1,240 人	子育て支援課
病児・病後児・体調不良児保育実施施設数	2 箇所	3 箇所	子育て支援課
学童保育所のある小学校数	全校	全校	子育て支援課
産前教室の開催回数	17 回	19 回	健康増進課
一時預かり事業の実施施設数	1 箇所	2 箇所	子育て支援課
延長保育実施園数	20 箇所	20 箇所	子育て支援課
乳児保育実施園数	14 箇所	16 箇所	子育て支援課
利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュの配置箇所数）	1 箇所	2 箇所	子育て支援課
参考指標	現状値 (令和元年度)	-	担当課
次世代法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（市内）	22 社	-	地域づくり課

※5 ダブルケア…育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うことなどをいいます。ダブルケア当事者は体力的・精神的に大きな負担を抱えており、国の「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」によると、全国に約25万人いるとされています。なお、ダブルケアは「子育てと親の介護」以外にも、「2人の子育ての内一人が要介護」であったり、「配偶者の介護と親の介護」という状況も含まれます。

## 基本目標

## 4

## 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

## 現状と課題

市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、地域の課題解決に取り組むには、地域コミュニティでの役員の性別等のバランスをとることや、男女共同参画の視点を持ち、国際理解を含めた多様な価値観に対応できる人材の活躍と、まちづくりを担う人材・団体同士の連携・協力が必要とされています。

## 施策の方向性・具体的取組

## 1 地域活動への参画推進

## ① 多様な人材の地域活動参加促進

多様な人材が地域活動に参画できるよう、仕事と生活の調和がとれる環境づくりを進め、地域の活動情報を発信するとともに、自治会等において多様な価値観が生まれるよう出前講座を提供します。また、市民活動情報センターと協働で地域づくりの担い手育成を支援します。

## ●主な事業

男女共同参画・多様性社会出前講座事業

## 2 多様な個性と能力を活かし合う地域環境づくり

## ① 地域の土台づくりを行う人材育成

自主的に地域の中で男女共同参画推進運動に取り組む男女共同参画サポーター（岩手県が主催する養成講座を受講し、認定を受けた方。）の養成支援と、その後の活動を支援します。

## ●主な事業

男女共同参画サポーター養成支援事業

## ② 育児・介護経験を活かした地域活動

育児・介護経験者が培ったスキルやノウハウを活かせるよう、地域活動への参画を促す取組を行います。

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
地域づくり組織※6役員における女性割合	8.7% (H30年度)	15.0%	地域づくり課

活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
出前講座（男女共同参画・多様性社会）開催数	5回 (5年間累計)	5回 (5年間累計)	地域づくり課
男女共同参画サポーター認定者数（累計）	45人	55人	地域づくり課
参考指標	現状値 (令和元年度)	-	担当課
岩手県男女共同参画センター出前講座開催数	40回	-	地域づくり課
市政座談会の女性の参加人数割合	14.2%	-	地域づくり課

※6 地域づくり組織…各地域内に自主的に組織された自治会等を構成員とし、北上市地域づくり組織条例に基づき設置された組織をいいます。当市では16の地域づくり組織が設置されています。

## 基本目標

## 5

## 年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組の推進

## 現状と課題

年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景、性別や性的指向及び性自認などの違いへの理解が不足しているために、それらを理由に不当な差別を受けたり、生活上の支障を感じたりする場合があります。

特に性の多様なあり方に関しては、全国的に同性婚の是非やアウティング※7が社会課題として議論されています。市のアンケートでは、5.8%の人が周りにLGBT※8の方がいることを認知しており、この値は全国調査(★)における類似の設問の回答値と近く、本市にも同様の課題があると考えられます。

このような社会情勢を鑑みて、すべての人が、家庭、学校、地域、職場、その他社会のあらゆる場においてお互いの多様性を認め合い、日常生活上及び社会生活上の支障を取り除く配慮や環境整備が必要です。

## 施策の方向性・具体的取組

## 1 さまざまな困難を抱える人々の支援と環境整備

## ① 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるための環境整備

高齢者、障がい者、外国人等への理解を促すための啓発活動等を積極的に推進し、心のバリアフリーを進めていきます。

外国語対応可能な医療機関の情報提供、通訳の養成・派遣、市施設の多言語対応化などの環境整備を行います。

## ●主な事業

障がい者理解促進研修・啓発事業

## ② バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及

誰もが不自由なく生活できるように、住まいやまちのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進します。

## ③ 性の多様性を尊重するための環境整備

どのような性的指向及び性自認であっても、日常生活や社会生活を送る上で同じように尊重され、就学・就職・結婚などのライフイベントを支障なく迎えられるよう、啓発活動を推進するとともに、先進的な事例を研究し、環境整備を進めます。

また、多様な性のあり方に配慮し、申請書等の性別表記の見直しを行います。



## 2 多様性への理解促進

## ① 啓発活動の重点化

多様性社会推進のための講座や講演会を、市民、企業向けに実施します。

- ② 広報物等への表現・表記の改善（メディアリテラシー※9の向上）  
市の各種刊行物、公文書等を作成する際は、男女共同参画と多様性社会の視点から適切な表現となるように配慮します。

### 3 誰もが平等に働く条件整備

- ① 多様な性に対する理解促進  
誰もが自らの性的指向や性自認に基づいて安心して働くことができる労働環境にするため、広報・啓発活動を通して理解を促進します。
- ② 障がい者雇用の促進  
関係各所が連携して自立支援協議会※10の場を活用しながら、障がい者及び障がい者を雇用しようとする企業に対して必要な支援を行っていきます。

### 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「LGBT」という 単語を知っている人の割合（*）	72.2%	90%	地域づくり課
障がい者が十分に理解されていると思う人の割合（**）	50.2% (H30年度)	60%	福祉課
活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
障がい者雇用に関する企業への情報発信	2回	5回	福祉課
男女共同参画・多様性社会講座参加者数 (フォーラム・出前講座等を含む)	165人	100人 (5年間平均)	地域づくり課
出前講座（男女共同参画・多様性社会）開催数 (再掲)	5回 (5年間累計)	5回 (5年間累計)	地域づくり課
参考指標	現状値 (令和元年度)	-	担当課
市施設の多言語表記率	5.1%	-	生涯学習文化課

※7 アウティング…性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の個人情報について、本人の了解を得ずに他人に伝えることをいいます。

※8 LGBT…「LGBT」とは、レズビアン（女性として女性が好きな人）、ゲイ（男性として男性が好きな人）、バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人）、トランスジェンダー（生まれた時の（戸籍や出生届での）性別とは異なる性を自認する人）の英語の頭文字をとった言葉です。「性的少数者」には、LGBT以外にも、誰に対しても性愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・わからない、などさまざまな人がいます。また、性自認や性的指向のあり方とは別に、性分化にかかわる染色体やそれによる身体の発達が、多くの人のあり方と異なる状態の人もあります。そのような状態や人のことをインターセックスといい、LGBTの言葉に合わせ「LGBTI」と表記する場合があります。

※9 メディアリテラシー…各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力。当プランでは特に、適切かつ正確な情報を発信するための能力をいいます。

※10 自立支援協議会…障がい者及び障がい児への支援体制の整備を図ることを目的に設置している協議会です。同協議会では、相談支援事業の運営評価や実施体制の協議、困難事例に対する対応のあり方の協議、関係機関によるネットワークの構築による障がい者等の生活支援などを行っています。

★ 釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也 2016『性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（研究代表者 広島修道大学 河口和也）編

## 基本目標

## 6

性別等を理由とする差別的な取扱い、  
暴力やハラスメントの根絶

[配偶者暴力防止基本計画]

**現状と課題**

配偶者・パートナー間の暴力（DV）※11、職場におけるハラスメント※12、性犯罪など、暴力で相手を支配しようとする行為は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。また、被害・加害の認識が薄いことや相談先の認知が低いことなどから、相談窓口につながらず、被害が深刻化しやすいことが問題視されています。また、全国的には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからDVや性被害・性暴力が増加することが懸念されています。このため、暴力やハラスメントを防止するための取組や相談体制の充実が求められています。

**施策の方向性・具体的取組****1 人権の尊重と自立への支援**

## ① 相談しやすい体制づくり

婦人相談員によるDV被害者の相談・保護体制を確保し、県福祉総合相談センター、警察、各種相談機関等と連携し被害者の自立を支援します。

また、女性以外の性別の方がDV被害を相談できる窓口や、性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口を周知し、被害者支援に繋がります。

さらに、誰もが行政サービスを安心して受けられるようにするため、職員向けに研修を実施します。

●**主な事業**

婦人相談員設置事業

**2 暴力やハラスメントの予防と根絶のための基盤づくり**

## ① 暴力やハラスメントを許さない社会づくりの意識啓発

デートDVを防止するため、学生を対象にした講座を開催します。また、ハラスメントの予防のため市民、企業向けに啓発を行います。

●**主な事業**

DV防止意識啓発事業

デートDV防止講座開催事業

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
D V の相談先を知っている人の割合（＊）	54.0%	70.0%	地域づくり課
活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
デートD V 防止講座開催回数	7校 (5年間累計)	12校 (5年間累計)	地域づくり課
D V 相談ナビ広報用携帯カード設置箇所数	－	15箇所	地域づくり課
参考指標	現状値 (令和元年度)	－	担当課
婦人相談件数	40件	－	子育て支援課
D V 相談件数（県内） （配偶者暴力相談支援センター）	2,175件	－	地域づくり課
男性相談件数（県内） （岩手県男女共同参画センター）	43件	－	地域づくり課
L G B T 相談件数（県内） （岩手県男女共同参画センター）	274件	－	地域づくり課
性犯罪・性暴力被害の相談件数（県内） （岩手県性犯罪・性暴力被害者支援「はまなすサポート※13」）	328件	－	地域づくり課

※11 ドメスティック・バイオレンス（D V）…夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為のことをいいます。恋人等のパートナー間において起こる暴力のことを特に「デートD V」と呼ぶことがあります。

※12 ハラスメント…他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。

※13 はまなすサポート…性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に、産婦人科及び精神科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行うワンストップ支援体制です。

## 基本目標

## 7

## 防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組の推進

## 現状と課題

近年、地震や風水害等による大規模災害発生時の対応については、多様な人々への配慮が求められています。例えば、避難所運営では、防災備蓄品や物資等の配布時に必要なものが受け取りやすい配布方法や、プライバシーを保護する環境づくりなど多様な方々が避難することを想定する必要があります。

東日本大震災など近年の大規模災害の教訓を活かし、防災や災害対応においては、女性をはじめとした多様な視点からの体制づくりが重要です。

## 施策の方向性・具体的取組

## 1 男女共同参画と多様性の視点からの防災体制づくり

## ① 防災に関係する意思決定過程の場における多様な主体の意見反映

北上市の防災に関する基本計画である北上市地域防災計画の更新、見直しをする際に、計画策定を行う会議における委員の男女比に配慮するとともに、障がい者団体や国際理解関係団体など、多様な主体からの意見を反映します。また、災害発生時は多様性に配慮した情報提供や避難所運営に努めます。

## ●主な事業

北上市地域防災計画策定事業

## 2 防災に関する活動等への参画推進

## ① 自主防災組織における女性の参画促進

自主防災組織や地域コミュニティ活動において、女性の参画を促進します。

## ② 防災分野での女性リーダー育成

研修会、講習会に女性の参加を働きかけ、北上市自主防災マイスターをはじめとした防災分野での女性リーダーの育成を図ります。

## ●主な事業

北上市自主防災マイスター認定事業

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
北上市自主防災マイスターの女性の人数（新規認定者）	0人	10人	消防 防災課
北上市防災会議の女性委員の割合	10%	12%	消防 防災課
参考指標	現状値 (令和元年度)	—	担当課
岩手県男女共同参画センター出前講座開催数（防災）	1回	—	地域づ くり課

## 基本目標

## 8

生涯にわたる教育の場における  
学習機会の提供

## 現状と課題

一人ひとりの状況によって男女共同参画と多様性社会に対する知識は異なります。また、国内外の社会情勢の変化などにより常に新しい知識に更新していくことが求められることから、すべての年代に対して学習機会を提供し、男女共同参画と多様性社会についての情報を市民全体で共有する取組が必要です。

## 施策の方向性・具体的取組

## 1 男女共同参画と多様性社会を推進する教育・学習の充実

## ① 国際理解多文化共生の教育推進

国際交流の場をつくり、市民の多様な文化への理解を深めるとともに在住外国人の社会参加を促します。

## ●主な事業

国際交流事業

## ② 一人ひとりを大切にする教育の推進

年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別や性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として人権を尊重し合うため、市民向けに講座を開催します。

## ●主な事業

男女共同参画・多様性社会講座開催事業

## ③ 研究機関との連携

大学等の研究機関や岩手県男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画と多様性社会の理解を広めるための学習機会を提供します。

## 2 生涯にわたるキャリア形成や自立、社会参加を促す教育の推進

## ① 生涯にわたる新たな学びの提供

出前講座や市民大学などにより、生涯にわたる新たな学習の機会を提供します。

## ●主な事業

市民大学

出前講座事業

## 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の重要度（**）	4.31 (H30年度)	増加	地域づくり課
活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
男女共同参画・多様性社会講座参加者数 (フォーラム・出前講座等を含む) (再掲)	165人	100人 (5年間平均)	地域づくり課

## 基本目標

## 9

## 広報啓発活動の充実、 調査研究、情報の収集と提供

### 現状と課題

男女共同参画の実現と多様性社会の形成は、国際社会の取組と連動していくことが必要です。社会情勢や市民意識の変化を調査・情報収集し、信頼性のある情報として市民等へ提供することが求められています。

### 施策の方向性・具体的取組

#### 1 広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供

##### ① 広報啓発活動の充実

様々なメディアを活用し、男女共同参画と多様性社会に関する情報提供を行います。

##### ●主な事業

広報紙、ホームページ等への情報掲載

##### ② 国内外の事例の調査研究、情報の収集と提供

国際社会の動きを含めた事例調査や男女共同参画と多様性社会に関する市民向けアンケートを実施します。また、図書、行政資料、パンフレット、広報紙、新聞、視聴覚資料を収集し、図書館及び生涯学習センター等において提供します。

### 主な指標

成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の重要度（**）（再掲）	4.31 (H30年度)	増加	地域づくり課
活動指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	担当課
広報紙、ホームページ等での情報提供	28回	24回	地域づくり課
参考指標	現状値 (令和元年度)	—	担当課
男女共同参画と多様性社会に関するアンケートの回答率（*）	34.5%	—	地域づくり課



## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進にあたって

この計画は家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、市民や事業者、各種団体等の理解と協力が必要となります。また、個人の意識や事業者の経営体制についても深くかかわる計画です。

そのため、市、議会、市民、事業者、教育に携わる者が条例で定める役割に基づき、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいく必要があります。

### 2 市民・事業者や各種団体との連携

計画の推進にあたり、意識啓発のための学習機会の提供や、様々な情報メディアを活用した情報収集・公開を通し、市民や事業者、議会、教育に携わる者がそれぞれの役割を果たしながら、積極的に計画推進に向けて取り組むよう働きかけていきます。

### 3 国や県等との連携

計画の推進にあたっては、国や県、他市町村との情報交換や相互協力を図っていきます。

### 4 計画の進行管理

年度ごとに施策や事業の状況を把握、確認及び評価を行い、それにより事業の見直し等総合的かつ効果的な計画推進を図っていきます。

また、市民の意識調査を実施し、意識の変化や行政への要望の把握に努めます。

#### (1) 計画の進行管理体制

北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会及び北上市男女共同参画・多様性社会推進会議において、年度ごとの事業の実施について評価・検討を行うとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。評価の結果は公表し、総合的かつ効果的な計画の推進を目指します。

#### (2) 市民の意識調査

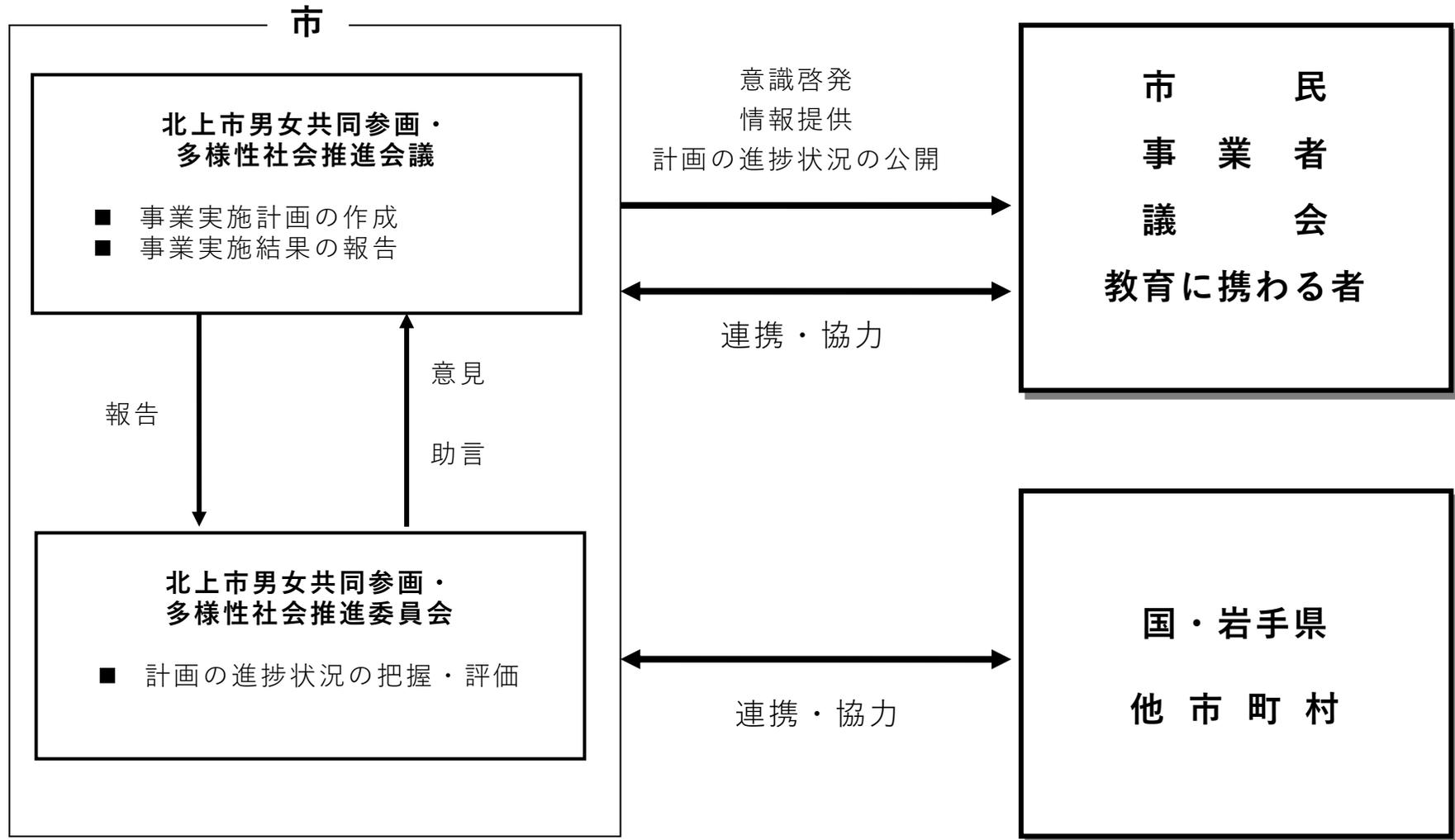
##### ① 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート

男女共同参画と多様性社会に関する意識調査を計画終了年度に実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し計画の評価を行います。

##### ② 北上市の施策に関する市民意識調査

北上市の各施策について、市民の満足度及び重要度に関する調査を2年ごとに実施し、行政サービスの改善につなげていきます。

## 5 きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン推進体制





# 參考資料

## 1 各種法令

## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第十二条）

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

## 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

[略]

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

[略]

## 北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例

平成31年3月22日条例第2号

全ての人が、お互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

北上市においても、社会環境の変動等に対応できる持続可能な社会の構築は、喫緊の課題です。人口減少時代における男女の就労状況の変化などからも、男女共同参画社会の実現の重要性は増しています。また、性別や障害の有無などの違いを理解し、個々人の多様性を尊重する社会の充実が必要であることから、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重される、男女共同参画の実現と多様性社会の形成により、お互いに責任を分かち合い、多様な人々が能力を発揮できるようになることは、この課題の解決につながるものです。

そのため、性別、年齢、国籍等、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが対等な立場であらゆる分野に参画し、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、北上市における男女共同参画と多様性社会の推進に関し、基本理念に基づき、市、議会、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市等」という。）の役割を明らかにすることにより、誰もが多様性を認め合い、対等な立場で参画できる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 多様性社会 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会をいう。
- (3) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育に携わる者 市内の学校、地域、家庭その他の教育及び保育に携わる者をいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情及び性的な関心がどういう対象に向かうかの指向をいう。
- (7) 性自認 自分の性をどのように認識しているかをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。
- (9) ハラスメント 他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言及び行動によって、相手方に不快感や苦痛感又は不利益を与え、生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画と多様性社会を推進し、誰もが参画できる地域社会を実現するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市民が、お互いの違い及び特性を認め合い、個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。
- (2) 市民が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。
- (3) 市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 市民が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活並びに地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 市民が、年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること。
- (6) 市民が、国際社会及び国内の男女共同参画と多様性社会に係る取組を積極的に理解すること。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念の実現に向けた施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、岩手県及びその他の地方公共団体、関係機関等と連携を図るものとする。
- 3 市は、市民が相互に協力して、家庭生活及び社会生活、地域における活動に主体的に参画できるよう、取り組むものとする。

(議会の役割)

第5条 議会は、議決機関として、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、家庭、学校、地域、職場その他の活動において、基本理念の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念の実現に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に向けた教育を行うよう努めるものとする。

(協働の推進)

第9条 市等は、協働により基本理念の実現に努めるものとする。

(権利侵害行為の禁止等)

第10条 全ての人は、家庭、学校、地域、職場その他社会において、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントに起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

2 市等は、情報の発信に当たっては、前項の権利侵害を助長又は連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

3 市は、第1項の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対し、関係機関等と連携して必要に応じた保護及び支援を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、第3条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、職場その他のあらゆる場において個性及び能力を発揮し、多様な生き方の選択を実現するための環境づくり
- (2) あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会を確保する取組
- (3) 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- (4) 家庭生活における活動及び学校、地域、職場等における活動の調和の取れた生活を営むための支援
- (5) 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組
- (6) 性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントの根絶のための取組
- (7) 防災、災害対応、避難所の運営を含む被災者の支援その他災害に関し、男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組
- (8) 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供
- (9) 広報啓発活動の充実及び調査研究並びに情報の収集及び提供

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第12条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 世界・国・県の動向

### (1) 世界の動き

平成7年（1995年）	第4回世界女性会議（北京）開催
平成12年（2000年）	国連特別総会「女性2000年会議」開催
平成17年（2005年）	国連「北京+10」世界閣僚級会合開催
平成22年（2010年）	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）開催
平成27年（2015年）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）
平成28年（2016年）	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
令和元年（2019年）	W20日本開催（第5回国際女性会議WAW!と同時開催）

### (2) 国の動き

平成11年（1999年）	男女共同参画社会基本法制定
平成13年（2001年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）制定
平成15年（2003年）	次世代育成支援対策推進法制定
平成19年（2007年）	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定
平成27年（2015年）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）制定
平成30年（2018年）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定

### (3) 岩手県の動き

平成12年（2000年）	いわて男女共同参画プラン（平成12年プラン）策定
平成14年（2002年）	岩手県男女共同参画推進条例制定
平成17年（2005年）	いわて配偶者暴力防止対策推進計画策定
平成18年（2006年）	岩手県男女共同参画センター開設
平成23年（2011年）	いわて男女共同参画プラン（平成23年プラン）策定
平成26年（2014年）	若者女性協働推進室を設置
令和3年（2021年）	いわて男女共同参画プラン（令和3年プラン）策定

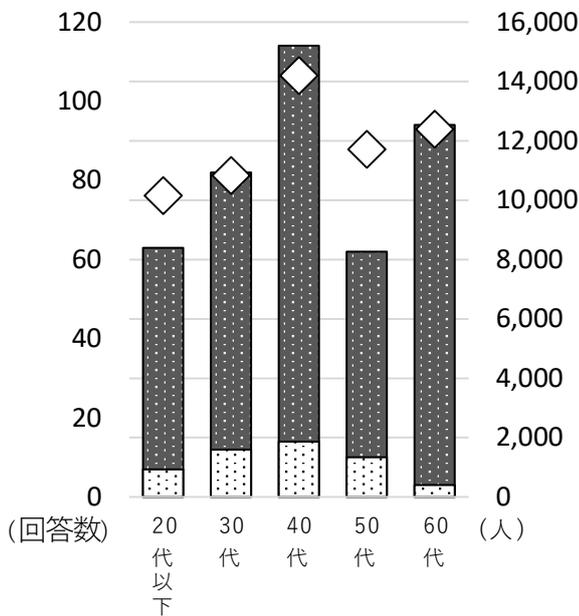
### 3 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査の結果(抜粋)

- (1) 調査対象：18歳から69歳までの市民1,200名（無作為抽出）
- (2) 調査方法：郵送により調査票と回答依頼文書を発送  
回答は「郵送回答」とインターネット上のフォームに入力する「Web回答」の2種類
- (5) 調査期間：令和2年1月30日～令和2年2月28日
- (6) 回収結果：415人（回収率34.5%）女性225人、男性189人

アンケートの詳細な結果や調査票については市ホームページに掲載しています。  
[https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/chikidukurika/chikikyodogakari/3\\_1/16545.html](https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/chikidukurika/chikikyodogakari/3_1/16545.html)



#### ① アンケート回答状況（年代別）

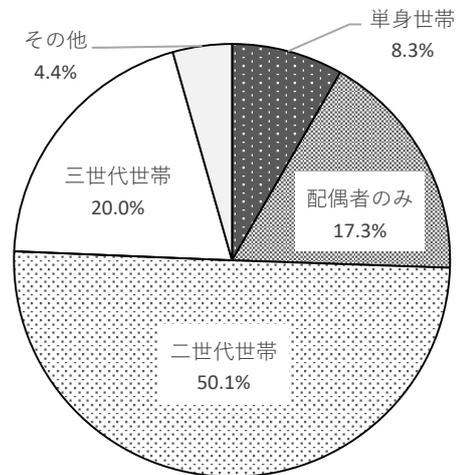


項目	アンケート用紙による回答数	Web回答数	Web回答割合	年代別人口 ※令和元年10月末
20代以下	63	7	11%	10,160人
30代	82	12	15%	10,842人
40代	114	14	12%	14,205人
50代	62	10	16%	11,719人
60代	94	3	3%	12,400人
計	415	46	11%	59,326人

■ アンケート用紙による回答数  
 □ Web回答数  
 ◇ 年代別人口※令和元年10月末

#### ② 世帯構成

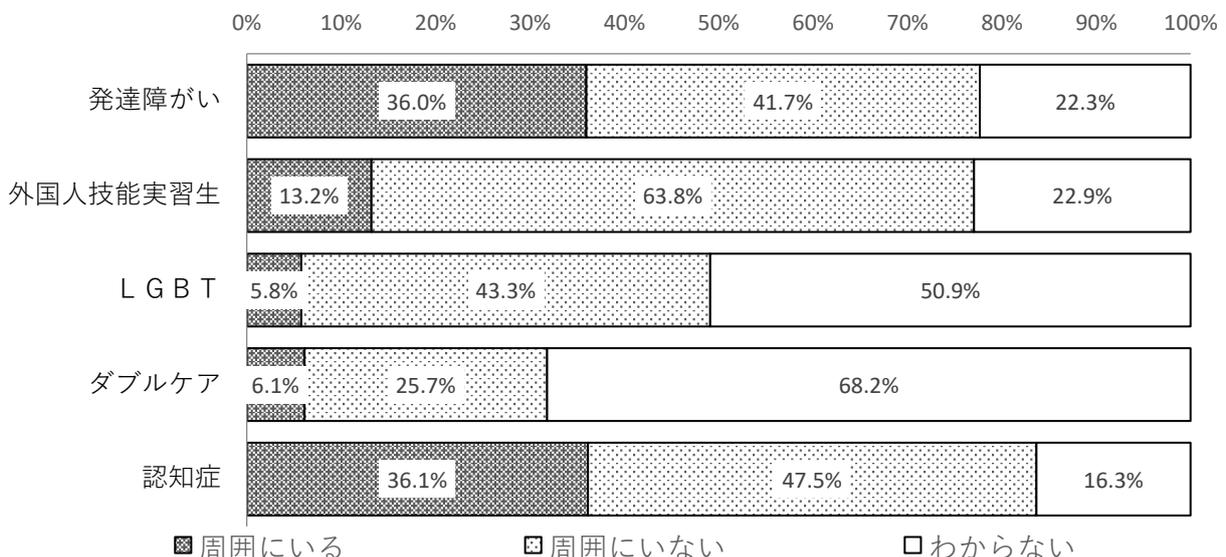
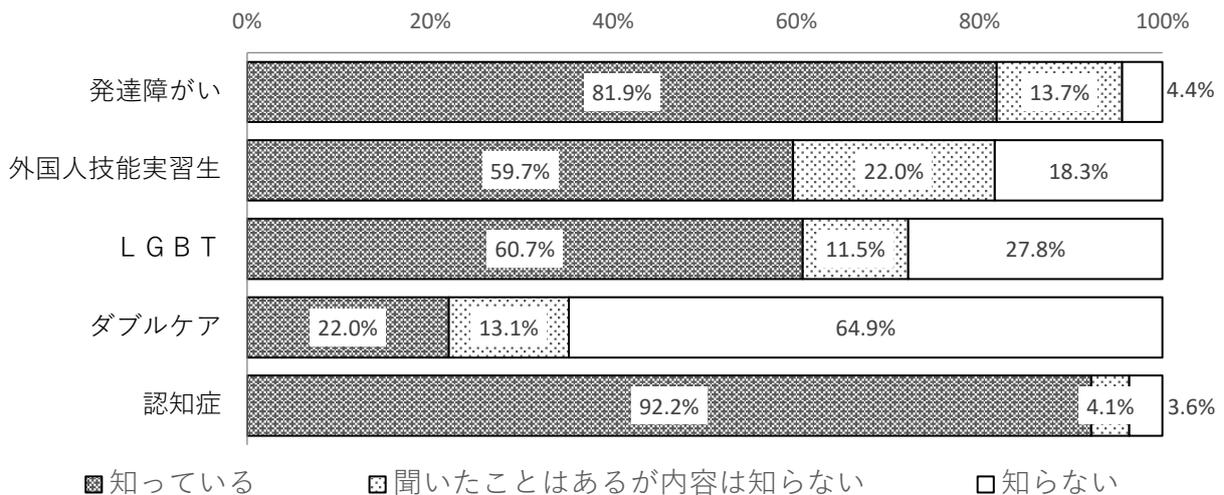
項目	(回答数)	(割合)
単身世帯	34	8.3%
配偶者のみ	71	17.3%
二世帯世帯	206	50.1%
三世帯世帯	82	20.0%
その他	18	4.4%
計	411	



③ちがいの認知

問. 本調査では、あなたが知っていることやその認識についてうかがいます。あなたは次の事項を知っていますか。また、あなたの周囲（家族・地域・職場等）では、それに当てはまる方がいますか。知っているか（1～3）、周囲にいるか（A～C）それぞれに対しあてはまるもの1つに○をしてください。

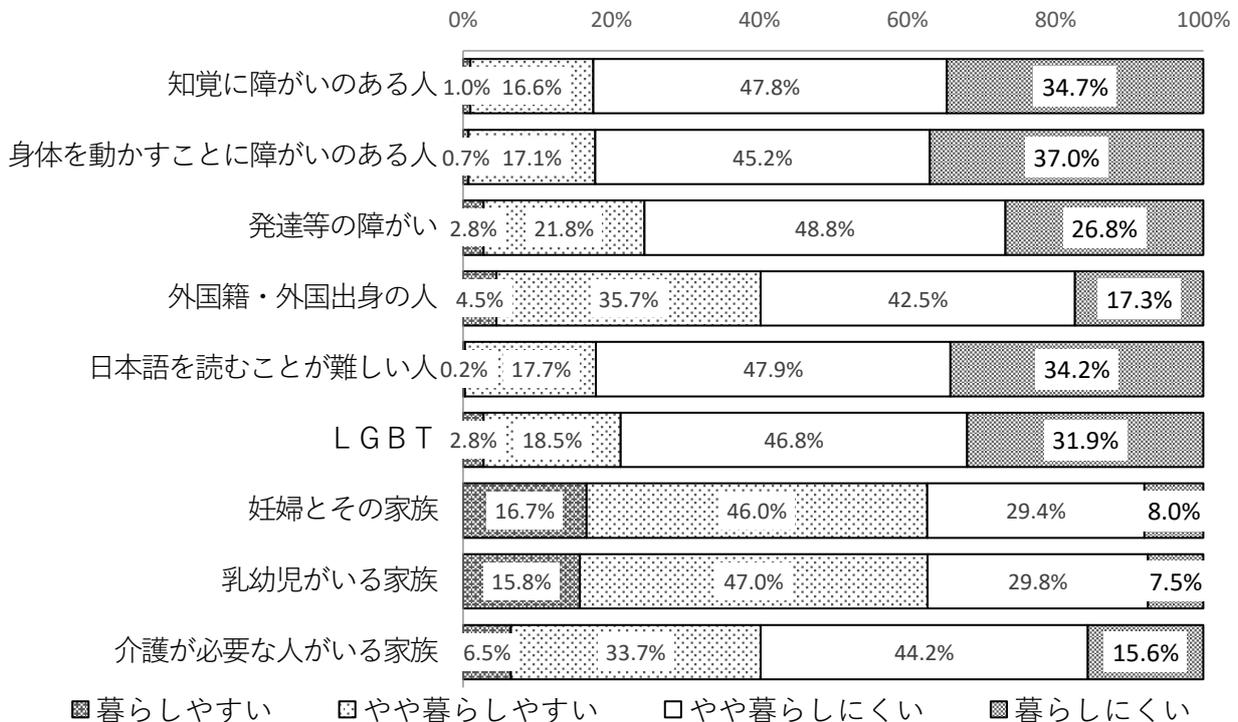
事項	知っているか			当てはまる人が周囲にいるか		
	知っている	聞いたことはあるが内容は知らない	知らない	周囲にいる	周囲にいない	わからない
1: 発達障がい	3	2	1	A	B	C
2: 外国人技能実習生	3	2	1	A	B	C
3: L G B T	3	2	1	A	B	C
4: ダブルケア	3	2	1	A	B	C
5: 認知症	3	2	1	A	B	C



④暮らしやすさへの認識

問. 市内には、国籍や障がい、そしてライフステージ等において、さまざまな方が住んでいます。あなたの周囲（地域・職場等）は次の人にとって「暮らしやすい」と思えますか。あなたが日常生活している中でのイメージ・認識として、**それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。**

事項	暮らしやすい	やや暮らしやすい	やや暮らしにくい	暮らしにくい
1:知覚に障がいのある人 (目が見えない、耳が聞こえない等)	4	3	2	1
2:身体を動かすことに障がいのある人 (歩くことが難しい等)	4	3	2	1
3:発達等の障がい学ぶこと・働くことに制約のある人	4	3	2	1
4:外国籍・外国出身の人	4	3	2	1
5:日本語を読むことが難しい人	4	3	2	1
6:LGBT	4	3	2	1
7:妊婦とその家族	4	3	2	1
8:乳幼児がいる家族	4	3	2	1
9:介護が必要な人がある家族	4	3	2	1

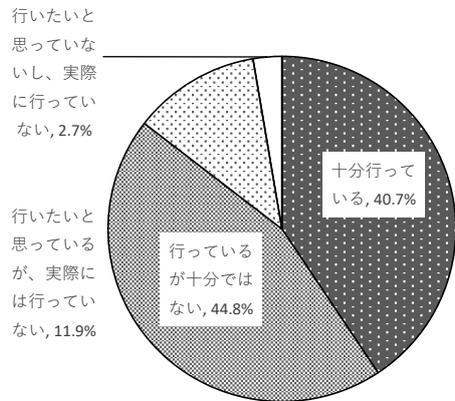


⑤家事・子育て・介護の役割認識及び行動

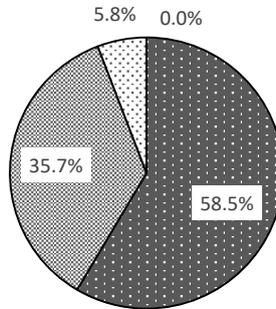
問. あなた自身の認識についてうかがいます。それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください

1:あなたは家庭において家事などを行っていますか	十分行っている	行っているが十分ではない	行いたいと思っているが、実際には行っていない	行いたいと思っていないし、実際に行っていない
2:あなたは家庭において子育てを行っていますか	その状況にない	十分行っている	行っているが十分ではない	行いたいと思っているが、実際には行っていないし、実際に行っていない
3:あなたは家庭において介護を行っていますか	その状況にない	十分行っている	行っているが十分ではない	行いたいと思っているが、実際には行っていないし、実際に行っていない

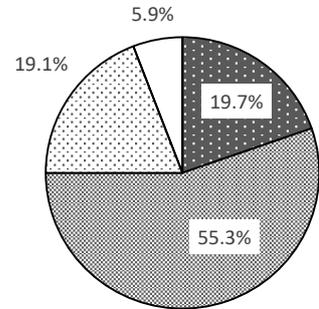
家事-全体 (n=413)



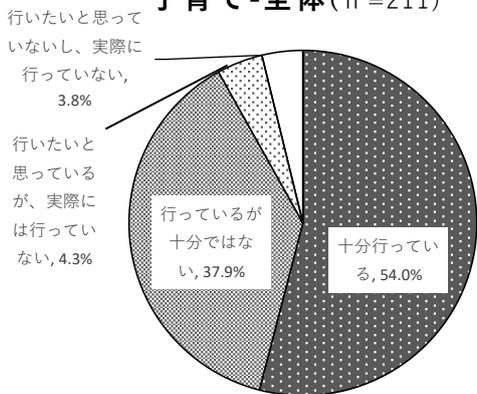
家事-女性 (n=224)



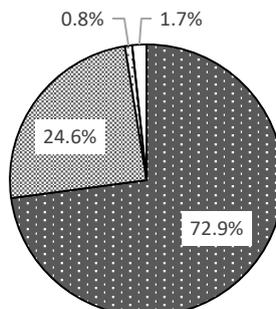
家事-男性 (n=188)



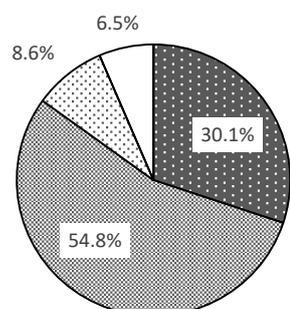
子育て-全体 (n=211)



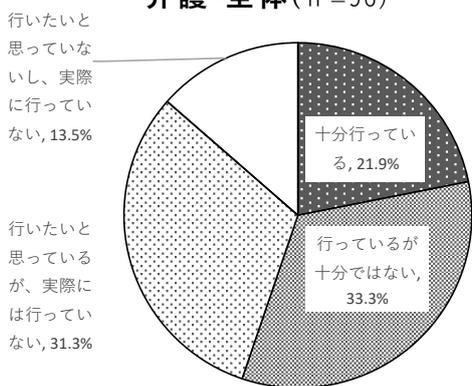
子育て-女性 (n=118)



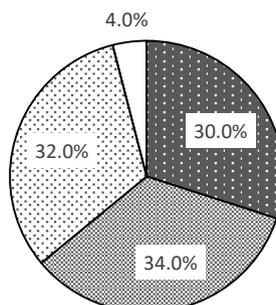
子育て-男性 (n=93)



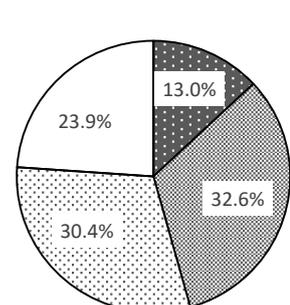
介護-全体 (n=96)



介護-女性 (n=50)



介護-男性 (n=46)

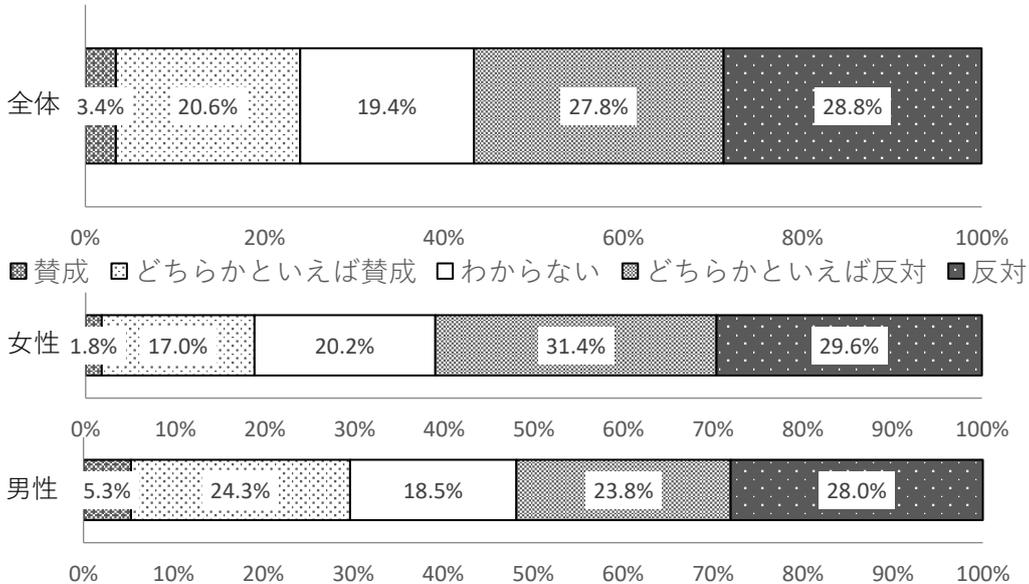


注. 子育て・介護の回答結果については、選択肢「その状況にない」の回答分を除いています。

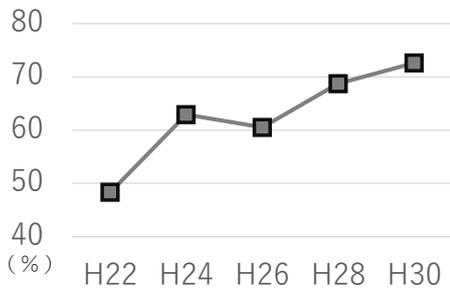
⑥ 固定的性別役割分担意識

問. あなた自身の認識についてうかがいます。それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
--	----	------------	------------	----	-------



(参考) 市民意識調査における「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に賛成しない人の割合の推移



注. 市民意識調査では「わからない」の選択肢が無いため、本アンケート結果とは値が異なります。

(参考) 年齢別にみた回答状況

	合計		年代					
	n	%	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	
賛成	n	14	n	2	0	2	2	8
	%	3%	%	3%	0%	2%	3%	9%
どちらかといえば賛成	n	85	n	5	13	23	14	30
	%	21%	%	8%	16%	20%	23%	32%
わからない	n	80	n	12	17	26	15	10
	%	19%	%	19%	21%	23%	24%	11%
どちらかといえば反対	n	115	n	17	26	31	17	24
	%	28%	%	27%	32%	27%	27%	26%
反対	n	119	n	27	25	32	14	21
	%	29%	%	43%	31%	28%	23%	23%
合計	n	413	n	63	81	114	62	93
	%	100%	%	100%	100%	100%	100%	100%

3 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査の結果

⑦ 女性活躍の認識

問. あなた自身の認識についてうかがいます。それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください

あなたの周囲で女性の能力は十分活用されていると思いますか	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
------------------------------	------	--------------	-----------	----------------	--------



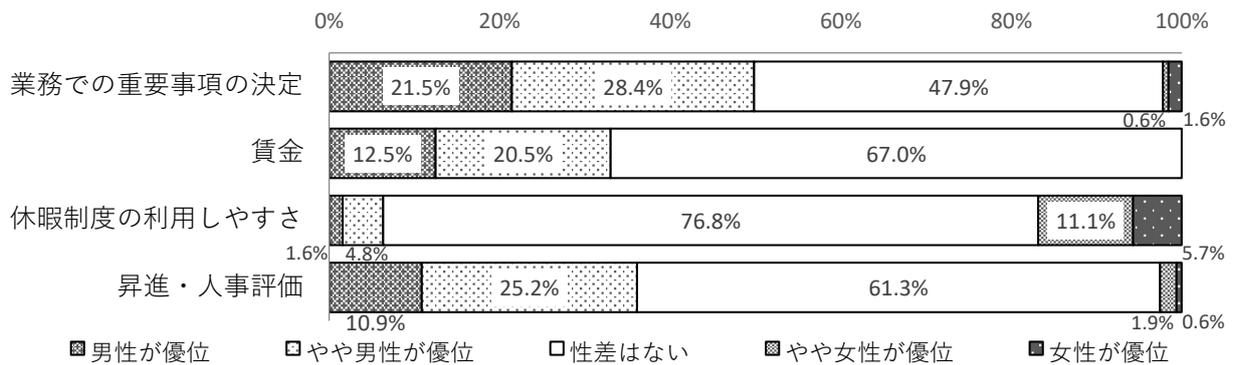
(参考) 各回答項目との比較

	合計		女性活躍の認識				合計		女性活躍の認識		
	n	%	活かされている	どちらでもない	活かされていない		n	%	活かされている	どちらでもない	活かされていない
<b>育児休暇</b>						<b>LGBT</b>					
積極的に活用されている	89	28%	40	27	22	暮らしにくい	126	32%	28	40	58
制度が使える状況である	92	29%	25	38	28	やや暮らしにくい	185	47%	45	86	54
制度はあるが使いにくい	51	16%	8	24	19	やや暮らしやすい	73	18%	37	23	13
制度がない	48	15%	8	21	19	暮らしやすい	11	3%	5	3	2
わからない	39	12%	16	8	15	合計	395	100%	115	152	127
合計	319	100%	97	118	103				100%	100%	100%
						<b>発達等の障がい</b>					
<b>介護休暇</b>						暮らしにくい	107	27%	28	36	43
積極的に活用されている	27	8%	14	5	8	やや暮らしにくい	195	49%	52	83	59
制度が使える状況である	87	27%	26	39	22	やや暮らしやすい	87	22%	30	32	25
制度はあるが使いにくい	60	19%	13	29	17	暮らしやすい	11	3%	7	2	2
制度がない	57	18%	12	21	24	合計	400	100%	117	153	129
わからない	88	28%	32	25	31				100%	100%	100%
合計	319	100%	97	119	102	<b>業務での重要事項の決定</b>					
						男性が優位	68	21%	6	26	36
<b>賃金</b>						やや男性が優位	90	28%	24	35	30
日本人が優位	55	18%	15	18	22	性差はない	152	48%	60	55	37
やや日本人が優位	70	23%	13	29	27	やや女性が優位	2	1%	1	1	0
国籍の差はない	184	60%	67	69	47	女性が優位	5	2%	5	0	0
やや外国人が優位	0	0%	0	0	0	合計	317	100%	96	117	103
外国人が優位	0	0%	0	0	0				100%	100%	100%
合計	309	100%	95	116	96	<b>昇進・人事評価</b>					
						男性が優位	34	11%	4	11	19
<b>職場に外国人が在籍しているか</b>						やや男性が優位	79	25%	22	23	34
いる	51	16%	21	15	15	性差はない	192	61%	63	80	48
過去はいたが今はいない	13	4%	8	1	4	やや女性が優位	6	2%	4	1	1
いない	217	68%	60	89	68	女性が優位	2	1%	1	0	1
わからない	36	11%	8	13	14	合計	313	100%	94	115	103
合計	317	100%	97	118	101				100%	100%	100%

⑧ 職場における性差の認識

問. あなたの所属する職場・事業所・法人等は次の項目で性別による差が生じていると感じますか。あなたの認識として、それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

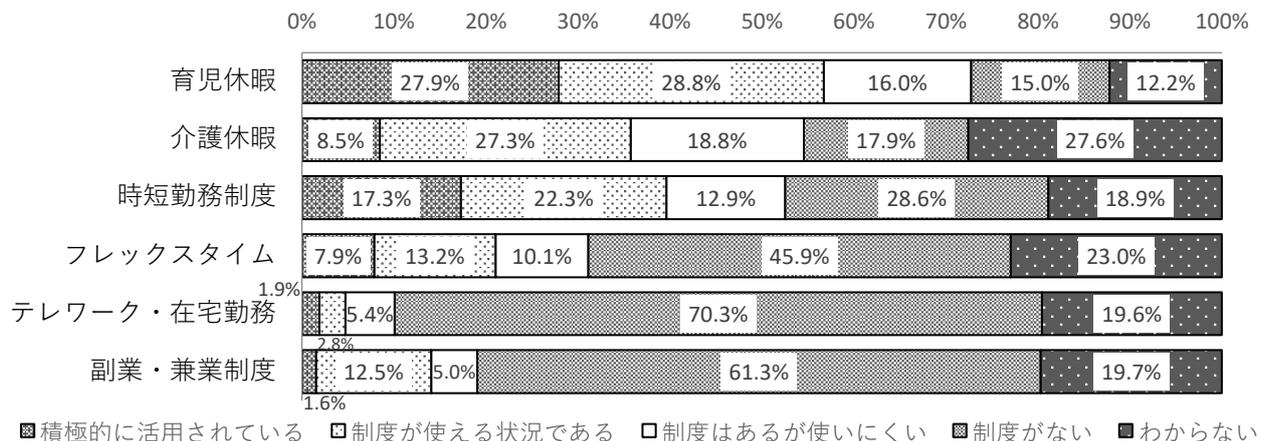
1:業務での重要事項の決定	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
2:賃金	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
3:休暇制度の利用しやすさ	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
4:昇進・人事評価	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位



⑨ 多様な働き方への対応状況

問. あなたの所属する職場・事業所・法人等では、次の制度がありますか。また活用されていますか。それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

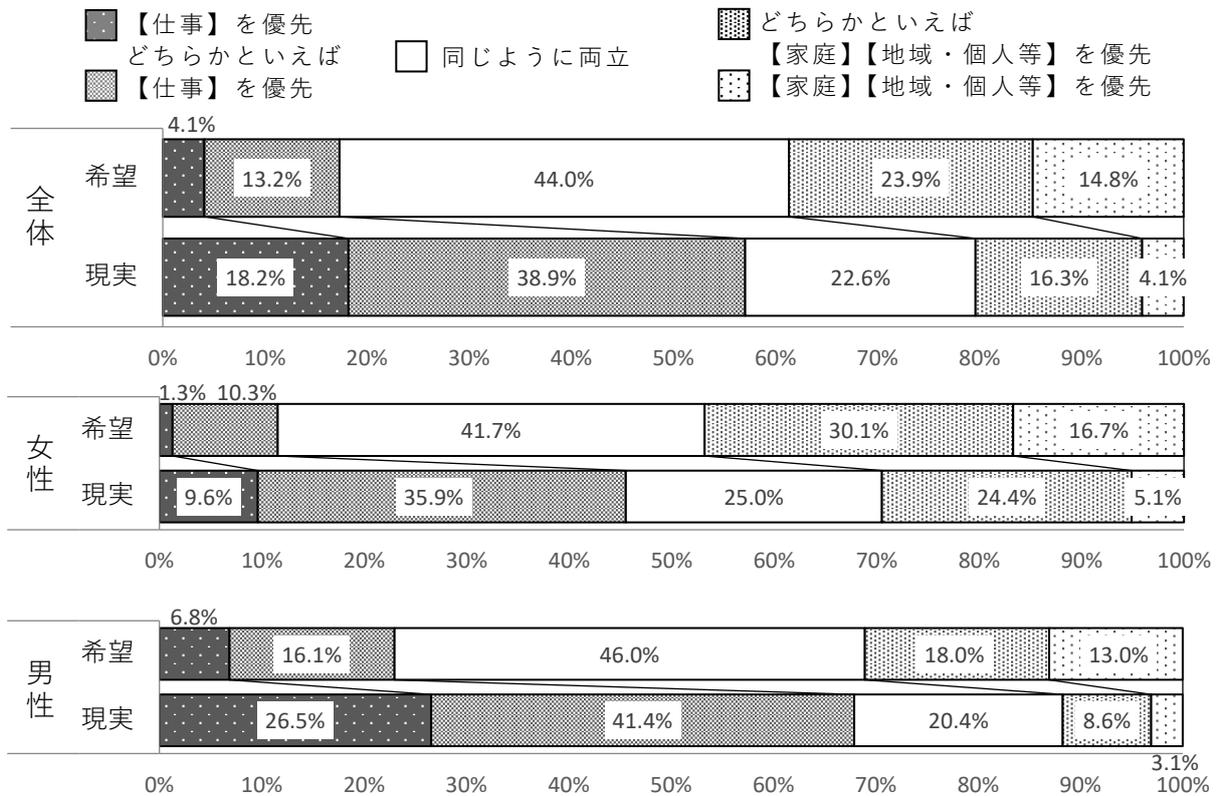
1:育児休暇	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
2:介護休暇	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
3:時短勤務制度	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
4:フレックスタイム	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
5:テレワーク・在宅勤務	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
6:副業・兼業制度	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない



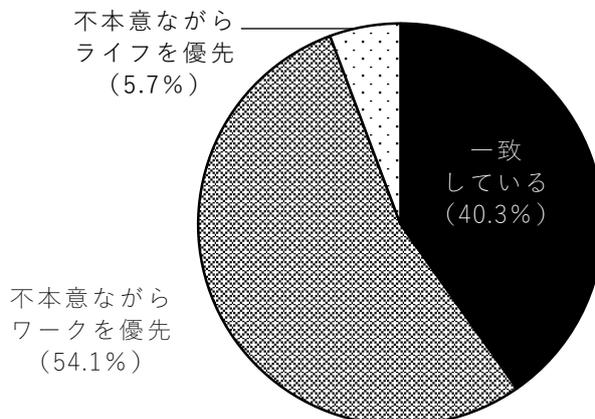
⑩ワーク・ライフ・バランスの一致状況

問. あなたの日常生活における、【仕事】【家庭生活】【地域・個人の生活】の優先度についてうかがいます。希望する優先度と、実際の優先度のそれぞれに対しあてはまるもの1つに○をしてください。

1:希望	【仕事】を優先	どちらかといえば【仕事】を優先	同じように両立	どちらかといえば【家庭】【地域・個人等】を優先	【家庭】【地域・個人等】を優先
2:現実	【仕事】を優先	どちらかといえば【仕事】を優先	同じように両立	どちらかといえば【家庭】【地域・個人等】を優先	【家庭】【地域・個人等】を優先



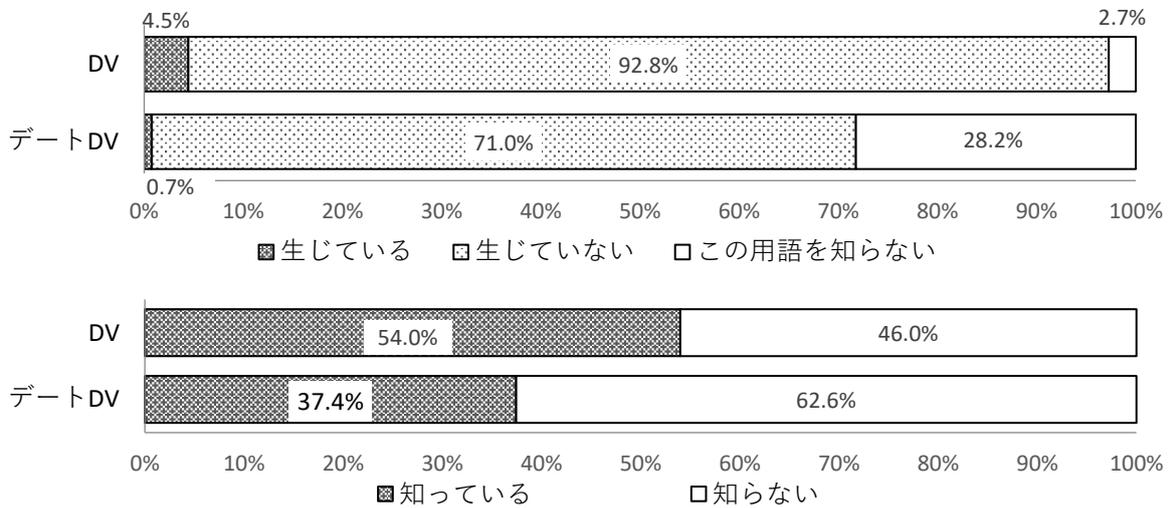
生活バランスの希望と現実が一致している人の割合



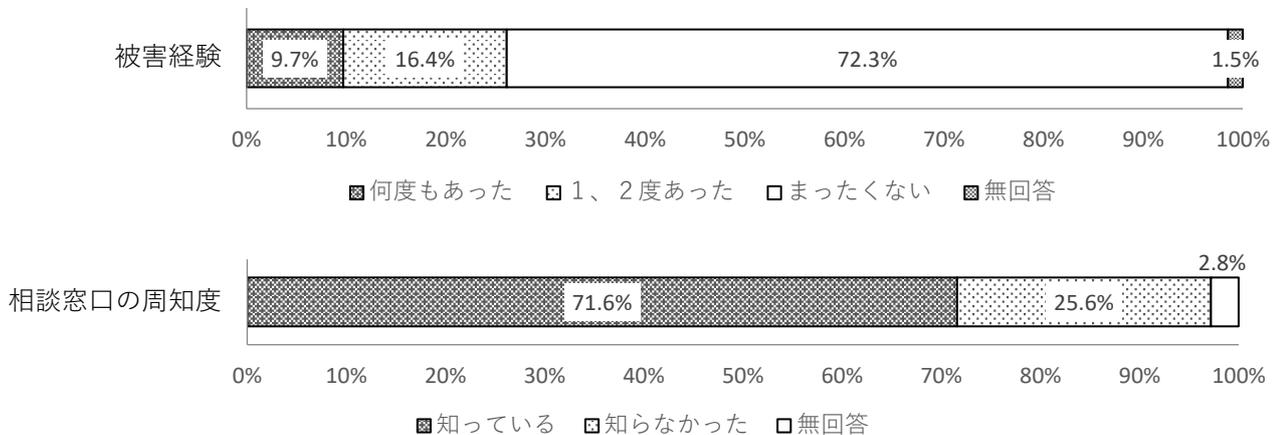
⑪ DVの認知度・相談窓口の認知度

問. ドメスティックバイオレンス (DV) について、あなたの周囲 (家庭・地域・職場等) で生じていますか。また、行政・民間の相談窓口をご存じですか。周囲で生じているか (1~3)、相談窓口を知っているか (A~C) それぞれに対しあてはまるもの1つに○をしてください。

事項	周囲で生じているか			相談窓口を知っているか		
	生じている	生じていない	この用語を知らない	知っている		知らない
				使ったことがある	使ったことはない	
1:ドメスティックバイオレンス (DV)	3	2	1	A	B	C
2: デートDV	3	2	1	A	B	C



(参考) 配偶者からの被害経験・相談窓口の周知度



(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。)

## 4 委員名簿

## 北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会

(令和3年3月末時点)

区分	氏名	摘要
委員長	今西界雄	委員経験者
副委員長	菊池千里	北上市社会福祉協議会
委員	畠山希美子	公募委員
委員	八重樫正美	公募委員
委員	畠山鴻美	公募委員
委員	菅原浩樹	北上市校長会
委員	菊地近子	JAいわて花巻女性部北上地域支部
委員	後藤大平	きたかみ男女共同参画サポーターの会
委員	高橋功	北上市自治組織連絡協議会
委員	佐々木和宏	北上工業クラブ
委員	吉野英岐	公立大学法人岩手県立大学
委員	晴山玲美	岩手県男女共同参画センター事業経験者

(敬称略)

## 北上市男女共同参画・多様性社会推進会議

区分	氏名	職名
会長	小原学	まちづくり部長
委員	及川勝裕	企画部長
委員	高橋謙輔	財務部長
委員	阿部英志	生活環境部長
委員	石川晴基	保健福祉部長
委員	小原賢司	農林部長
委員	石川明広	商工部長
委員	鈴木真	都市整備部長
委員	菊池洋幸	消防防災部長
委員	斎藤昌彦	教育部長
委員	菅野和之	会計管理者

## 5 経過

開催・実施年月日	経過
令和2年1月31日 ～2月28日	男女共同参画と多様性社会に関するアンケート実施
令和2年8月6日	第1回北上市男女共同参画推進委員会開催
令和2年8月19日	第1回北上市男女共同参画推進会議開催
令和2年10月1日	「北上市男女共同参画推進委員会」を「北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会」、「北上市男女共同参画推進会議」を「北上市男女共同参画・多様性社会推進会議」に改称
令和2年10月13日	第2回北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会開催
令和2年11月4日	第2回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和2年12月15日	第3回北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会開催
令和3年1月19日	第3回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和2年11月 ～令和3年1月	関係団体等との意見交換
令和3年2月24日 ～3月12日	パブリックコメント
令和3年3月29日	庁議決定

## 6 用語解説

No.	用語	解説
1	審議会等	当プランにおける審議会等とは、「政策方針の立案・決定への女性の参画を促進する」という観点から、「地方自治法第202条の3に基づくもの（所掌事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関）」とします。
2	ポジティブアクション（積極的改善措置）	男女共同参画社会基本法に定められているもので、性別による格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することを指します。また、男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、事実上の格差を解消する目的で行うものに関しては法に違反しないことが明記されています。
3	ロールモデル	具体的な行動や考え方の模範となる人。当プランでは、特に、キャリアを考える上で働き方や考え方が他者の参考となる人のことをいいます。
4	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。
5	ダブルケア	育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うことなどをいいます。ダブルケア当事者は体力的・精神的に大きな負担を抱えており、国の「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」によると、全国に約25万人いるとされています。なお、ダブルケアは「子育てと親の介護」以外にも、「2人の子育ての内一人が要介護」であったり、「配偶者の介護と親の介護」という状況も含みます。
6	地域づくり組織	各地域内に自主的に組織された自治会等を構成員とし、北上市地域づくり組織条例に基づき設置された組織をいいます。当市では16の地域づくり組織が設置されています。

No.	用語	解説
7	アウティング	性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の個人情報について、本人の了解を得ずに他人に伝えることをいいます。
8	LGBT/ 性的少数者	「LGBT」とは、レズビアン（女性として女性が好きな人）、ゲイ（男性として男性が好きな人）、バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人）、トランスジェンダー（生まれた時の（戸籍や出生届での）性別とは異なる性を自認する人）の英語の頭文字をとった言葉です。「性的少数者」には、LGBT以外にも、誰に対しても性愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・わからない、などさまざまな人がいます。また、性自認や性的指向のあり方とは別に、性分化にかかわる染色体やそれによる身体の発達が、多くの人のあり方と異なる状態の人もいます。そのような状態や人のことをインターセックスといい、LGBTの言葉に合わせ「LGBTI」と表記する場合があります。さらに、性の多様性について述べる際に、国際的には「SOGI」という言葉を使う場合があります。
8-2	性自認	自分の性をどのように認識しているかをいいます。
8-3	性的指向	人の恋愛感情及び性的な関心がどういう対象に向かうかの指向をいいます。
8-4	SOGI	セクシャルオリエンテーション（性的指向）、ジェンダーアイデンティティ（性自認）の英語の頭文字をとった言葉で、誰か特定の人を指すものではなく、すべての人が持っている、それぞれの性的指向や性自認に関する独自性を意味します。
9	メディアリテラシー	各種メディアを主体的に読み解く能力や、メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力。当プランでは特に、適切かつ正確な情報を発信するための能力をいいます。
10	自立支援協議会	障がい者及び障がい児への支援体制の整備を図ることを目的に設置している協議会です。同協議会では、相談支援事業の運営評価や実施体制の協議、困難事例に対する対応のあり方の協議、関係機関によるネットワークの構築による障がい者等の生活支援などを行っています。

No.	用語	解説
11	ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為のことをいいます。
11-2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を測ることを目的とした法律です。
11-3	デートDV	恋人等のパートナー間において起こる暴力のことをいいます。
12	ハラスメント	他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。ハラスメントの中には、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、さまざまな種類があります。
	パワーハラスメント（パワハラ）	優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるような言動のことをいいます。
	セクシュアルハラスメント（セクハラ）	労働者の意に反する性的な言動により、労働者が不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。
	マタニティハラスメント（マタハラ）	上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業・介護休業等を申出・取得した「労働者（性別を問わない）」の就業環境が害されることをいいます。
	アウトティング ※再掲	性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の個人情報について、本人の了解を得ずに他人に伝えることをいいます。
13	はまなすサポート	性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に、産婦人科及び精神科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行うワンストップ支援体制です。
14	発達障がい	発達障がいとは、生まれつき脳の一部の機能の発達が通常と異なっているために、社会生活に困難が生まれる障がいです。発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害などが含まれます。その難しさは目に見えにくいことにあり、本人やその周囲に誤解やすれちがいが生じることも多くあります。
15	外国人技能実習生	技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、技能を移転する制度です。

きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン  
(令和3～7年度)  
令和3年3月

発 行

北 上 市

〒024-8501 岩手県北上市芳町1-1

Tel 0197-64-2111 (代表)

E-mail [kitakami@city.kitakami.iwate.jp](mailto:kitakami@city.kitakami.iwate.jp) (代表)

